平成２７年度　つやま企業サポート事業産学官連携による研究開発サポート補助金

公募要領

【申請受付期間：平成２７年６月１５日（月）～平成２７年７月１７日（金）必着】

つやま産業支援センター

１　目　的

この補助金は，産学官共同研究による地域産業の振興を促進し，本市の経済の持続的な発展を図るため，大学・高等専門学校等（国立研究開発法人産業技術総合研究所，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構バックエンド研究開発部門人形峠環境技術センター，岡山県工業技術センター等の機関も含みます）及び市内に事業所を有する中小企業者等が，新商品の開発や新技術の導入を目的に実施する共同研究及び委託研究に対して，予算の範囲内で補助金を交付します。

２　概　要

⑴　対象者の要件

大学・高等専門学校等又は津山市内に事業所若しくは工場を有するもの及び津山市内の個人事業者，創業予定者で，連携を図り共同研究及び委託研究を行うもの

⑵　補助対象事業

交付決定の日の翌日から平成２８年３月３１日までに行われる，以下に該当する事業

　⑴　新商品の開発や新技術の導入を目的に実施する共同研究及び委託研究

申請の審査にあたり，つやま産業支援センターが重視するポイントは次のとおりです。

　①革新性：技術やアイデアの革新性、ユニークさがあるか。

　②市場性：市場ニーズと合っているか。

③経済効果：事業規模は見込めるか。

④地域貢献度：地域のイメージアップや地域の問題解決への貢献度はあるか。

⑤技術の実現可能性：研究補助で技術課題が克服できる見込みはあるか。

⑶　補助対象経費

補助対象事業に要する経費のうち，別表に掲げる経費とします。

※　申請年度内に支払が完了する経費に限ります。

※　飲食費及び直接人件費については対象となりません。

※　補助対象経費は，消費税を除いた金額となります。

⑷　補助金額

補助対象経費の①および②の合計。

①１００万円以内は１０分の１０以内

②１００万円を超える部分は２分の１以内

（上限額） １企業あたり３００万円

※　補助金の交付は，同一事業につき３回が限度となります。

⑸　補助金の交付時期

交付決定後の概算払請求書による請求により概算額を交付します。

その後，事業完了後の実績報告に基づき交付額を確定します。

３　申請方法等

⑴　補助金申請期間・受付場所

　　申請期間：平成２７年６月１５日（月）から平成２７年７月１７日（金）まで

　　　　　　　（ただし，期間中の平日，午前８時３０分から午後５時１５分まで）

　　申請場所：つやま産業支援センター（津山市山北６６３　津山市役所東庁舎１階）

⑵　補助金交付申請

以下の書類を提出してください。

　　①補助金交付申請書（様式第１号）

　　②事業計画書（様式第２号）

　　③収支予算書（様式第３号）

　　④市税完納証明書

⑤暴力団の排除に係る誓約書

　⑥企業概要（パンフレット等）

　　⑦決算報告書（直近決算期分のみ，これから創業する場合は不要）

　⑶　交付の決定

　　事業の内容，補助対象経費などに関し審査（原則として審査委員会への出席と事業説明が必要）を行い，補助金交付の適否及び補助金額を決定し，交付決定通知書により通知します。

⑷　事業計画の変更

　　交付決定後，事業内容を変更又は中止した場合には，速やかに申請を行ってください。

　⑸　実績報告書の提出

交付決定を受けた企業は，補助対象事業の終了後から３０日を経過する日又は平成２８年３月３１日のいずれか早い日までに，以下の書類を提出してください。

　⑹　補助金額の確定

　　実績報告に基づき補助対象経費の審査を行い，補助金の額を確定し補助事業者に交付確定通知書により通知します。補助事業者は交付確定通知の受領後，請求書を提出し，補助金を請求してください。

　　①補助金実績報告書（様式第６号）

②事業報告書（様式第７号）

　　③収支決算書（様式第８号）

　　④取得財産等管理台帳（様式第９号）

　　⑤事業成果の分かるもの

　　⑥その他センターが必要と認める書類

⑺　その他

①提出された書類はお返ししません。

②当該補助事業に係る帳簿及び書類は，５年間保存していただく義務があります。

③同一事業で他の補助制度との重複申請はできません。

④一企業が同一年度内に申請できる事業は，１事業のみです。

⑤補助金は，当該予算の範囲内で交付します。申請額の合計が予算を上回った場合は，予算の範囲内で減額される場合があります。

【別表】

|  |  |
| --- | --- |
| 経費区分 | 内容 |
| 旅費 | ○新商品開発を行うために直接必要な旅費（国内を原則とする）  　※タクシー代，グリーン料金，航空運賃等のファーストクラス料金等は含まない。  ※全補助対象経費の１／１０以内 |
| 原材料費 | ○試作に必要な原料，材料，副資材の購入に要する経費 |
| 機械装置費 | ○機械装置又は分析等機械装置（取得価格５０万円以上も含む。）の借上げに要する経費  ○機械装置又は自社により機械装置を製作する場合の部品並びに分析等機械装置の購入に要する経費  　※「分析等機械装置」とは，測定，分析，解析，評価等を行う機械装置をいい，取得価格が５０万円未満のものとする。（当該研究開発の成果物に含まれるものは除く。）  ○機械装置を外注により試作，改良，据付け，修繕する場合に要する経費 |
| 工具・器具費 | ○機械装置等を製作するための専用工具・専用器具の借上げに要する経費  ○専用工具・専用器具の購入に要する経費  ○専用工具・専用器具を外注により試作，改良，据付け，修繕する場合に要する経費 |
| 先行技術調査費 | ○当該事業に係る産業財産権等に関する先行技術調査又は取得に要する経費  ※弁理士への手続代行費用及び翻訳料等に要する経費のうち，特許出願料，審査請求料及び特許料等日本の特許庁に納付される経費，拒絶査定に対する審査請求又は訴訟を行う場合に要する経費を除いたもの |
| 委託費 | ○大学等との共同研究契約等に基づき当該大学等に委託する経費  　※大学等に現物支給する場合の消耗品費等を含む。  　※人件費は除く。 |
| 技術指導受入費 | ○外部からの技術指導を特に必要とする場合，技術者等に支払う謝金等の経費  　※全補助対象経費の１／２以内 |
| 外注費 | ○設計，デザイン，ソフトウェアのプログラミング及び原材料等の再加工を外注する場合に要する経費  ※構築物，機械装置又は工具・器具を外注する場合を除く。  ※全補助対象経費の１／２以内 |

※借上げに要する経費については，当該年度内支出部分のみを対象とする。

本補助金に関する問い合わせ・申請書などの提出先（郵送または持参してください）

つやま産業支援センター

電話：２４－０７４０

〒７０８－０００４　津山市山北６６３　津山市役所東庁舎１階

（ご持参・お問い合わせは土・日・祝祭日を除く8:30～12:15，13:15～17:15）